

第3回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 平成19年8月9日(木) 午後3時～4時50分

場 所 米子市役所402会議室(市役所4階)

2 出席した委員(11名)

宇那手仁恵委員、横地孝代委員、渡邊枉城委員、小竹寛委員、野坂美仁委員、船越清輔委員、小原顕委員、田中美智子委員、奥田山治委員、森原隆則委員、小原弘美委員

3 欠席した委員(4名)

永富淳子委員、岡本日出夫委員、能勢隆之委員、平山正実委員

4 会議録署名委員(2名)

横地孝代委員、小原顕委員

5 出席した事務局職員

足立市民人権部長、星野保険年金課長、小玉市民人権部主査兼収納係長
三森医療給付係長、先灘国保係長、池口国保係主任

午後3時 開会

星野課長

定刻になりましたので、ただ今から第3回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたしたいと存じます。

まず、会議に先立ちまして本日の会議の定足数について、ご報告申し上げます。

本日は、被保険者代表 ^{えいとみ}永富委員、医療機関代表 岡本委員、公益代表 ^{のせ}能勢委員、被用者保険等保険者代表 平山委員、以上、4名の方から、都合により、欠席する旨の報告がありましたので、委員総数15人中11人の出席でございます。

したがいまして、米子市国民健康保険条例施行規則第4条の定足数に達しており、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、お手もとの日程にしたがいまして、まず、はじめに奥田会長のごあいさつをお願いします。

奥田会長

委員の皆様方には、公私ともご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成18年度の国民健康保険事業の総括と決算、平成19年度の予算の報告のほか、今後の医療保険制度の改正に係る事項について説明を受ける予定としております。米子市の国民健康保険事業のよりよい運営のため、積極的なご意見をいただきますようお願いするとともに、スムーズな進行へのご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

星野課長

次に、野坂市長があいさつを申し上げます。

野坂市長

国民健康保険をはじめ、平成20年度に予定されています「医療制度改正」に関する協議をお願いいたしましたところ、早速、運営協議会を開催していただき、又委員の皆様におかれましても公私ともご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、本市の国民健康保険事業の円滑な運営に格別のご尽力をいただいております。厚くお礼申し上げますとともに、一言ごあいさつを申し上げます。

国民健康保険制度は、創設以来、国民皆保険制度を支える最後の砦として最も重要な役割を担い、地域医療の確保、地域住民の健康増進に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、少子高齢化等の進展によりまして、医療保険制度を現在のまま維持していくことは困難となっており、新しく後期高齢者医療保険制度を創設するなど保険者の統合・再編に向けた取組がなされつつあります。

米子市の国保につきましても、長引く経済不況による保険料収入の伸び悩みなど、非常に厳しい財政運営を続けているところでございます。

ともあれ、今後も、市民の皆様が安心して良質な医療を受け続けられるようにするためには、国保財政の健全化を図ることが肝要であると考えております。

本日、国民健康保険の制度改正については、平成20年度に予定されており、事前に委員の皆様にご説明させていただいた上で、改正の準備に取り掛かりたいと考えております。

今回の改正は、医療保険制度自体を大きく変えるものでございますので、どうか、十分な論議をしていただきますよう、切にお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

星野課長

なお、市長は、次の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

次に、今回新たに就任していただきました2名の委員をご紹介します。

いずれも公益を代表する委員でございます。

まず、生田委員の後任で、本年6月に就任していただきました^{こはら}小原 ^{あきら}顯 委員でございます。

次に、井上委員の後任で、本年7月に就任していただきました^{たなか みちこ}田中美智子 委員でございます。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

- 足立市民人権部長紹介 -

星野課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、当会議では、会長が議長になることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、奥田会長にお願いいたします。

それでは、奥田会長、よろしくお願いいたします。

奥田会長

それでは、日程5の「会議録署名委員の指名」についてでございますが、米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項の規定により、会議録には、議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2人が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

横地^{よこじ}委員と小原^{こはらあきら} 顕 委員にお願いします。

次に、日程6の「会長職務代行者の選出」についてでございますが、

前委員の井上氏の辞職により、現在、当協議会の会長職務代行者が空席となっております。

つきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、協議会に会長を1人置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。また、会長に事故があるときは、会長選出に準じて選挙された委員がその職務を代行することとなっております。

公益を代表する委員は、私と本日欠席の^{のせ}能勢委員を除く、小原^{こはらあきら} 顕 委員と田中委員のいずれかということになりますので、お二人でご協議いただいた結果により、選出したいと思います。いかがでしょうか。

- 小原^{こはらあきら} 顕 委員・田中委員協議 -

奥田会長

それでは、協議の結果、田中委員となりましたが、ご異議ございませんか。

- 「異議なし」という声 -

それでは、会長職務代行者に、田中委員が選出されました。

そういたしますと田中委員ごあいさつをお願いいたします。

- 田中会長職務代行者あいさつ -

奥田会長

次に、日程7の「報告・協議事項」に入ります。

まず、「平成18年度米子市国民健康保険事業実施状況の運営状況について」、事務局から説明してください。

- 別添「第3回国民健康保険運営協議会報告資料」により星野課長説明 -

奥田会長

ただいま事務局から説明がありました。皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

渡邊委員

収納率について、伺いたい。

星野課長

資料2ページに記載されています。

渡邊委員

平成19年度予算では、収納率をどれくらい見込んでいるのか。

星野課長

平成18年度の実績により見込んでいます。

渡邊委員

1ページの保険料調定額と決算額が違うが。

星野課長

これは平成18年度の当初調定の額で、決算額は最終になります。

渡邊委員

平成18年度の滞納繰越分の収納額はいくらか。

先灘国保係長

約2億1千万円です。

渡邊委員

現年分の収納額はいくらか。

先灘国保係長

約39億7,500万円です。

渡邊委員

介護分も含んでいるのか。

先灘国保係長

現年、過年度とも介護分を含んでいます。

渡邊委員

応益、応能については、50:50 であると思うが、所得割はどうなっているのか。

先灘国保係長

これは、国民健康保険法施行令により、所得割と資産割が、4:1 となっています。所得割だけにすると所得がある方に負担になりますので、資産割を設け補完していることになる。

渡邊委員

応益の方の均等割と平等割の割合はどうなっているのか。

先灘国保係長

特に定められたものはありませんので、50:50 の中で調整していくことになる。

平等(世帯)割が多くなれば、人数が少ない世帯については、負担が大きくなるので、あまり平等割については、額を大きくできないと思います。逆に人数が多い世帯については、均等割額を少なくした方が負担が少なくなる。

野坂委員

応能割、応益割については、今後見直しがあれば、協議されると思うが、その判断材料は何か。

先灘国保係長

応能と応益は 1:1 で、そのうち、応能部分については、4:1 となります。ただし、応益部分については、規定がありませんので、運営協議会等でご協議いただいた上で、決めさせていただくこととなります。

渡邊委員

来年度の分も協議していくということですか。

先灘国保係長

本日は、制度の概要の説明ですが、次回の協議会では、均等割、平等割の協議もさせていただくこととなります。

野坂委員

収納率のことはわかったが、収納できなかったものについてはどれくらいあって、時効とかの処理は、どうなっているのか。その数字を提示してもらいたい。

先灘国保係長

時効については、国保料が2年、国保税が5年で、合併以前の旧淀江町の場合は、5年になります。米子市はずっと料でしたので2年です。

滞納繰越については、現年分が収納できなければ、毎年繰り越していき増えていきます。

納付していただけない方については、納付交渉をしていきますが、どうしても納付していただけないものについては、焦げついていきますので、これについては、不納欠損の処理をしていくこととなります。

野坂委員

その数字はわかりますか。そういう話が一番必要と思いますので、提示してもらいたいと思います。

先灘国保係長

はいわかりました。

野坂委員

焦げつきが多くなることにより、保険料が高くなっている一つの要因であると説明しなければならぬと思います。

先灘国保係長

そのとおりです。なお、先ほどの収納関係の資料については、後ほど提示させていただきたいと思います。

野坂委員

決算の歳入のうち、国庫支出金、県支出金というのはわかりますが、共同事業交付金というのは、どこからくるのですか。

星野課長

一度米子市から国保連合会に拠出し、国と県がその1/2をたしたものを各市町村に交付していくというもので、平成18年度については、拠出金の額より4,100万円多く交付されています。

野坂委員

平成19年度の予算は、今日提示されましたが、平成20年度の予算の提示はいつ頃になりますか。来年の今ごろですか。

先灘国保係長

平成20年度については、制度が大きく変わります。例年ですと12月初旬までには予算要求をする必要があります。これについては、料率の変更等も伴いますので、次回の11月の協議会に提示できるよう努力していきたい。少なくとも2月には提示していきたい。

野坂委員

料率だけの協議だけでなく、来年大きく制度が変わる部分について、説明を受けたい。本日、平成20年度の予算のアウトラインでも提示されればと思っていたのですが。

星野課長

平成20年度に制度が変わることについては、このあと、説明させていただくことにしています。新年度予算については、国からのいろいろな提示がまだありませんので、細かいものは別にし、次回11月には大まかなお話はできるのではないかと思います。

野坂委員

基本健診とか、がん検診などについて、国保加入者については、無料となっていますが、その費用はどこから出ているのか。また、それはだれが決めるのか。

先灘国保係長

保険事業費でみています。また、意思決定については、決裁をとり、米子市として意思決定をしています。

野坂委員

今回、検診とか、人間ドックについて、自己負担が増えますという新聞報道がなされていますが、その裏では、国保から助成があるのをわかってやられたということで理解していいのか。

足立市民人権部長

国保でやる部分と老人保健でみる部分があります。当初は、老人保健の方でみるということから自己負担額が上がってきたわけであるが、負担は抑えるべきであるということから、最終的には国保の方でみようということで、例年どおりにもっていきこうということになりました。

渡邊委員

基金については、条例で割合が定められているのか。

先灘国保係長

ございません。

渡邊委員

18年度決算で、7億5,900万円ほどの繰越が出ているが、これを基金に積み立てる考えはないか。

星野課長

来年度医療保険制度が、大きく変わりその状況が想定できないところがあるので、その状況を見た上で、基金について、検討していきたいと考えています。

渡邊委員

これからは、繰越金の一部を基金に積み立てていくという考えなのか。

星野課長

基金を積み立てなければならないということはわかっていますが、来年度大きく制度が変わりますので、その状況を見守りたい。20年度になれば、大体の状況がわかると思うので、その時点で検討していきたい。また、インフルエンザ等が流行ると数億の金額がかかります。

奥田会長

ほかに質疑はありませんか。ないようでしたら、次に、「今後の医療制度改正について」、事務局から説明してください。

先灘国保係長

- 別添「医療保険制度等改正説明資料」により先灘国保係長説明 -

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

野坂委員

特定健康診査等の費用は、国保がみるわけですね。

先灘国保係長

はいそうです。

野坂委員

財源はどうなっているのか。

先灘係長

費用のうち1/3を国保でみることになり、残りの1/3ずつを国、県がみるという指針が出ています。費用額については、単価、対象人数を見込んだ上で、保険料を試算していく必要がある。単価のほうが、まだわからない状況です。特定保健指導については、9月から事業者登録が始まりますので、地域の委託業者を決めたり、基準単価ができればそれを参考に決めていきたい。

野坂委員

国の方から特定保健指導をなささいとってきたわけですから、費用の手当はないのか。

先灘国保係長

1/3ずつ、国・県の補助があります。保険料は1/3です。

野坂委員

特定健診を受けて、メタボリックで保健師の指導を受けなさいよと言ってきた場合の、負担金はどうなるのか。

先灘係長

現行の基本健診等と同じような考え方でいかないと受診率は上がらないと思っています。

人間ドックは別にして、現行の基本健診を特定健診に移行し受診率を上げようとするれば、費用の方は国保加入者については、なしということで検討しています。

野坂委員

米子市としてこの特定健診について、やる筋合いはないというふうにいったらどうするのか。

特定健診65%、保健指導45%、メタボリック10%減少というそれぞれの目標を達成しないと支援金の部分でペナルティーがででくる。米子市ばかりがんばってもだめです。周囲の人たちが助けないとできないと思います。

これは国が決めたのか。それ自身が間違いではないかと勝手に自分自身と思っています。言い換えれば、太っている人にやせろやせろと非国民のように言われているようなものです。実際これをやるべきかなと思います。

先灘国保係長

肥満の方については、罹患率が高くなりますので、医療費の面で、国も保険者にとっても抑える必要がありますので、その一つの方策としては有効と考えます。

野坂委員

75歳になったらしくなくても、特定健診等については、しなくていいということですね。

先灘国保係長

考え方としては、65歳までにメタボリックシンドロームに対して手を打っておかないと、65歳を過ぎると急激に罹患率が高くなるというデータがありますので、そこまでの方を特にターゲットにして対応していこうというものです。75歳を過ぎますと特定健診等をしてあまり効果がないということから、40～65歳までの方を中心に手を打って重篤な病気にならないようにするという事です。

野坂委員

65歳までの方の健診というのは、少ないと思います。本当に受けてほしい人が受けていないのが、現状だと思います。

先灘国保係長

実際、おっしゃるとおりで、65歳以上の方の健診の受診率が高いのは事実です。

40代、50代の方について、どういう形で健診を受けていただくか。また、受けていただいた後で、保健指導ということになります。まずは健診を受けていただくことが重要な課題であると考

えます。

宇那手委員

国保の基本健診の受診率は、現在 34%程度ですが、年代別の受診率はわかりますか。

先灘国保係長

国保加入者の 60 歳以上の方で、男性で約 90%、女性で約 80%で、一番多い世代が、75 歳から 79 歳までの方です。

宇那手委員

そうすると、後期高齢者の方は見捨てられるのか。

星野課長

75 歳以上の方は、後期高齢者医療制度で、健診がありますが、保健指導は義務付けられていないこととなります。

先灘国保係長

後期高齢者医療制度の保険者が、行うこととなります。

野坂委員

この特定健診等について、なくなるということはないのか。

先灘国保係長

既に、今年の 6 月に法律が施行されています。

野坂委員

一たんは決まっても廃止ということはないのか。

先灘国保係長

現時点ではないものと考えています。

渡邊委員

後期高齢者とは別に前期高齢者というものがあるが、これは、退職者医療制度とは別のものか。

先灘国保係長

前期高齢者の世代については、所得が現役世代と比較し低くなり、病気になる確立が高くなるということから、その財政支援をする制度として、前期高齢者支援制度が創設されます。内容は、資料の 9 ページです。

渡邊委員

退職者医療制度とは別のものができるのか。

先灘国保係長

財政支援制度が別にできまして、前期高齢者の方については、保険証については、一般の保険証になります。現在は、退の保険証です。65歳になられますと藤色の一般の保険証になります。

渡邊委員

国保の加入者になるのか。

先灘国保係長

国保の加入者です。退職者医療制度というのは、財政的な支援制度だけですので、病院等での負担割合等は全く変わりません。

渡邊委員

保険証は一人に1枚になるのか。

先灘国保係長

保険証は世帯で1枚になります。退職者医療制度に加入していた方が、65歳になられますと一般の保険証に切り替わるということになりますが、国民健康保険ということには変わりません。

渡邊委員

退職の扶養になっていた人はどうなるのか。

先灘国保係長

扶養していた人が退職からはずれた場合は、扶養していた人も一般の保険証に切り替わります。

宇那手委員

後期高齢者医療制度保険料は、均等割額と所得割額ということになり、資産割はかからなくなるとのことか。

先灘国保係長

はい。

宇那手委員

そうすると今まで国保で、資産割をたくさん払っていた人は、それがなくなるということか。

先灘国保係長

今まで固定資産税多く払っていた方は、保険料が相当安くなるということです。

渡邊委員

賦課限度額の 50 万円というのはどういうことか。

先灘国保係長

保険料の計算をして 50 万円を超える場合は、50 万円ということで、現在の国保では、56 万円です。国保の場合ですと、その超える方が 4% ~ 5% になりますが、後期高齢者医療の場合は、50 万円を超える方が、約 1.5% になるよう設定されています。

渡邊委員

資料の 7 ページの限度額は何か。

先灘国保係長

これは、後期高齢者支援金というもので、4 ページの公費を除いたもののうち、加入者保険料 1 割、後期高齢者支援金が 4 割となっており、各医療保険者から支援金として、保険料に組み込むことになり、これの賦課限度額が 12 万円ということです。

奥田会長

次に、日程 8 の「その他」に入ります。

「次回以降の協議会の開催について」及び「委員の任期について」を一括して、事務局から説明してください。

先灘国保係長

次回協議会については、11 月下旬に開催させていただきたいと思います。

11 月に開催しませんと、来年度の保険料の算定に間に合わないということになりますので、よろしく願います。また、後期高齢者医療の保険料率についても、11 月下旬に確定する予定となっておりますし、特定健診等の経過報告も予定しており、その計画について年度内に策定することになっています。任期が年内となっておりますので、新しい委員により、2 月にご審議いただく予定としております。

日時等確定しましたら、ご案内申し上げます。

奥田会長

その他、この際、意見がございましたら、発言をお願いします。

先灘国保係長

なお、収納状況の決算についての資料については、後日送付させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

奥田会長

保険料の収納については、委員の皆さんも関心があります。2年で時効になるということもありますので、その状況については、当協議会に説明していただきますようお願いいたします。それでは、意見も出尽くしたようでございますので、これをもちまして第3回米子市国民健康保険協議会を終わります。

今後とも、本協議会の運営につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

午後4時50分 閉会

米子市国民健康保険条例施行規則第8条により署名する。

平成 年 月 日

米子市国民健康保険運営協議会

会 長 奥 田 山 治

会議録署名委員 横 地 孝 代

会議録署名委員 小 原 顕